

発議案第 3 号

盛岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 7 年 3 月 26 日

|     |         |         |
|-----|---------|---------|
| 提出者 | 盛岡市議会議員 | 工 藤 健 一 |
| 賛成者 | 盛岡市議会議員 | 兼 平 孝 信 |
| 〃   | 〃       | 庄 子 春 治 |
| 〃   | 〃       | 小笠原 秀 夫 |
| 〃   | 〃       | 浅 沼 克 人 |
| 〃   | 〃       | 太 田 隆 司 |
| 〃   | 〃       | 中 村 亨   |
| 〃   | 〃       | 千 葉 伸 行 |
| 〃   | 〃       | 神 部 伸 也 |
| 〃   | 〃       | 竹 田 浩 久 |
| 〃   | 〃       | 村 田 芳 三 |
| 〃   | 〃       | 豊 村 徹 也 |
| 〃   | 〃       | 佐 藤 尚 弘 |
| 〃   | 〃       | 縄 手 豊 子 |
| 〃   | 〃       | 後 藤 百合子 |

盛岡市議会議長 遠 藤 政 幸 様

## 盛岡市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「。以下」を「。第20条において」に改め、同条第10項中「以下」を「第12条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第12条第５項中「及び第29条」を削り、同項の表第38条第１項第１号の項中「第２条第９項」を「第２条第10項」に改める。

第17条第１項中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ウ中「又は報酬、」を「若しくは報酬若しくは」に、「その他」を「又は」に改める。

第18条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第48条において」を削る。

第31条第２項中「この章及び第48条において」を削る。

第32条第３項中「この章において」を削る。

第38条第１項ただし書中「この章において」を削り、同条第２項中「この章及び第48条において」を削る。

第39条第３項中「この章において」を削る。

第47条中「第４章」を「前章」に改める。

第48条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

### 附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の改正に伴う規定の整理をしようとするものである。